

福島市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、市内において、事業者や各団体等が設置する防犯カメラ及びその運用に関し、配慮すべき事項を定めることにより、防犯カメラにおける犯罪の予防の有効性と、自己の容姿や行動等をみだりに撮影されない個人のプライバシーの保護との調和を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 防犯カメラ

犯罪の予防を目的として、不特定多数の者が利用する施設や場所を撮影するため常設し、画像記録装置を有するカメラをいう。

(2) 画像データ

防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の個人を識別できるものをいう。

3 防犯カメラの撮影区域

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、設置の目的を明確にするとともに、犯罪の予防効果の向上と個人のプライバシー保護との調和を図るため、撮影区域が必要最小限の範囲となるよう努めるものとする。

4 防犯カメラの設置の表示

防犯カメラの設置にあたっては、施設の出入口または設置箇所近くの見やすい場所に、設置されている旨をわかりやすく表示する。

5 管理責任者及び取扱担当者の指定

(1) 防犯カメラの設置者は、防犯カメラの設置及び運用にあたって、その適切な管理を図るため管理責任者を指定するものとする。

(2) 防犯カメラの設置者は、防犯カメラ及びそのモニターまたは録画装置の操作を行う取扱担当者を指定するものとする。

- (3) 管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラ及びそのモニターまたは録画装置の操作をしてはならない。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は、この限りではない。

6 画像データの保存・取扱い

画像データが外部に漏えいすることのないよう、一定のルールに基づき慎重な管理を行うものとする。

(1) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損または流出等の防止、その他の安全管理を徹底するために、保存期間は原則としておおむね1ヶ月以内で必要な期間を定めるものとし、不必要な画像データの保存は行わない。

(2) 画像データ等の厳重な管理

防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（SDカード、DVD、ハードディスク等）やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以外の者が容易に見渡し、または立ち入ることができない、施錠可能な場所等で厳重に管理するものとし、「7 画像データ等の外部に対する提供」に定める場合を除き、画像データ等の複写及び加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

なお、画像データを記録した記録媒体を内蔵する防犯カメラについては、記録媒体を安易に持ち出しできないように、設置すること。

(3) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに消去するものとする。

また、記録媒体を廃棄する場合は、破砕等により、復元ができないよう完全に消去し、画像が読み取れないようにするものとする。

7 画像データ等の外部に対する提供

防犯カメラの設置者等は、画像データ等から知り得た情報を犯罪予防以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならないものとし、設置者等でなくなった後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 法令に基づく場合。
- (2) 本人の同意がある場合。
- (3) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合。
- (4) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合。

8 苦情等の処理

防犯カメラの設置者等は、設置・運用に関する苦情や問い合わせ等があった場合は、誠実かつ迅速な対応に努めなければならない。

9 運用要綱の策定

防犯カメラの設置者等は、本ガイドラインに基づいた運用要綱を策定し、防犯カメラの設置及び運用が適切なものとなるよう努めるものとする。

10 その他

防犯カメラの設置者等は、個人情報保護法等を遵守するとともに、業務を外部へ委託する場合は、運用要綱の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置及び運用を徹底させるものとする。